

市の動き

大学生の政策提言から市の課題解決のヒントを探る 2月18日

関東学院大学の学生による政策提言「きたかみ地域創生セッション」は、市議会棟で行われました。北上市近未来政策研究所（所長・及川副市長）と、関東学院大学法学部地域創生学科の牧瀬稔教授の専門演習との共同プロジェクトとして、同学生が市の地域課題に関する調査研究を行い政策提言を行うもので、平成30年度から取り組んでいます。

本年度は、2年生19人が四つのグループに分かれ、それぞれが考えた市の取り組むべき施策や事業について提言。八重樫市長、及川副市長以下関連部署の部長らが聴講し、提言の中から活用できるヒントを探りました。



大船渡市山林火災に伴う避難所に市職員を派遣 3月9日～11日

2月下旬に発生し1週間以上続いた大船渡市の大規模山林火災の被災地へ、市の職員を派遣し、避難所運営の応援に当たりました。派遣先は大船渡市立第一中学校で、派遣期間に延べ11人の職員が24時間体制で従事。支援物資の搬出入、食事の提供、避難指示解除に伴う避難所閉鎖などの業務に当たりました。

派遣初日の夜間に従事した、政策企画課の沼崎光主査は「避難された人が少しでも快適に過ごせるよう、暖房の給油や室内換気などの衛生管理に気を配った。今後は生活再建への支援が必要になると感じた」と述べました。

固定資産評価額を確認できます
土地・家屋の価格など帳簿の縦覧
土地・家屋を所有している人は市内の資産評価額が分かる価格帳簿を確認できます。
■とき：4月1日（火）～6月2日（月）の8時30分～17時15分（火曜日は18時30分まで。土、日曜日、祝日を除く）
■ところ：資産税課
■縦覧できる人：納税者本人、納税者と同一世帯の親族、納税管理人、納税者から委任された人
■持ち物：運転免許証など本人確認できる書類（顔写真付きのもの）
※代理人は委任状（法人の場合は代表



者印のあるもの）が必要で、納税通知書の送付
課税対象者には、4月下旬に令和7年度分の納税通知書と課税明細書を送付します。
■問い合わせ：資産税課
☎72-8211-8212

専門職員がお話を伺います
新規就農相談
市では、市内で農業（営農）を始めた人、興味がある人向けに就農相談の場を設けています。まずはご相談ください。
■とき：毎月第3水曜日9時30分～11時
■ところ：JAいわて花巻北上支店
■申し込み：2日前までに電話または下記申し込みフォームから
■問い合わせ：農業振興課 ☎72-8238



オンライン申請で便利に公害防止法令に関する手続き
大気汚染防止法、水質汚濁防止法など、公害防止法令に関する各種届け出をオンラインで受け付けます。左記申請フォームから24時間いつでも申請できますので、ぜひご利用ください。
■問い合わせ：環境政策課 ☎72-8204



■集合注射会場

とき	ところ
4/20 (日)	9:00～9:10 稲瀬地区交流センター
	9:20～9:35 相去地区交流センター
	9:45～10:00 鬼柳地区交流センター
	10:15～10:25 岩崎地区交流センター
	10:35～10:45 煤孫農村交流プラザ
4/27 (日)	11:05～11:15 岩崎新田地域交流センター
	9:00～9:30 江釣子庁舎
	9:40～9:50 江釣子多目的センター
	10:05～10:20 北上平和記念展示館
	10:30～10:40 後藤野自治公民館
5/11 (日)	10:55～11:05 和賀庁舎
	11:25～11:40 和賀仙人駅前
	9:00～9:15 飯豊地区交流センター
	9:30～9:45 更木地区交流センター
	10:00～10:10 二子地区交流センター
	10:20～10:35 黒岩地区交流センター
	10:45～10:55 口内地区交流センター
	11:10～11:20 立花地区交流センター

狂犬病予防注射
狂犬病予防法により、生後91日以上
の犬は、毎年度1回の狂犬病予防注射
が義務付けられています。受診はかき
を確認の上、動物病院または集合注射
会場ですべて接種してください。
※市外へ転出する時は、転出先の市町
村で手続きを行ってください。
■受診料：3,300円（接種料2,750
円、注射済票交付手数料550円）

飼犬の届け出

クロチップを装着した犬の場合は環境
省のサイトから、未装着の犬の場合は
環境政策課に届け出てください。
また、マイクロチップ未装着の犬の
届け出のうち、「飼い主変更」「市内転
居」「死亡届」はオンライン受け付けが
できます。市のホームページから利
用ください。
■問い合わせ：環境政策課 ☎72-8281



マイクロチップ登録サイト（環境省）



市のホームページ

犬を飼っている人はお忘れなく
狂犬病予防注射と飼犬の届け出在宅介護をする家族を支援します
介護用品の購入支援

おむつ、おむつかバー、尿取りパツ
ト、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャ
ンプーを購入できる券を交付します。
■対象：要介護3～5と認定された在
宅の要介護者を常時介護し、要介護者
と介護者の世帯全員が市町村民非課
税の家族（要介護3のみ他条件あり）
■1月の支給額：要介護3の人を介
護する家族は3千円分、要介護4また
は5の人を介護する家族は6千円分
■申し込み：4月1日（火）から申請書と



税照会の同意書を長寿介護課へ
※申請書と同意書は同課の窓口または
市のホームページで入手できます。
■問い合わせ：長寿介護課 ☎72-8219

20歳以上の学生はご確認ください
国民年金学生納付特例制度

20歳以上の学生は、前年の所得が一
定以下であれば、申請により在学中の
保険料の納付が猶予される学生納付特
例制度を利用できます。承認を受けた
月から10年以内であれば、保険料を後
払い（追納）することができます。
■必要な物：①学生証（表裏両面の写
し可）または在学証明書（原本）②基
礎年金番号が分かるもの（基礎年金番
号通知書・年金手帳など）③失業を事

由とする場合は離職票など④本人確認
書類（マイナンバーカード・運転免許証
など）⑤代理人の申請の場合は①～③
に加え、代理人の本人確認書類と委任
状（代理人が別世帯のときのみ）
■申し込み：4月1日（火）から国民年金
課へ
■問い合わせ：国民年金課 ☎72-8204